## 最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復が維持されることが期待されているところ、昨年6月に閣議決定された未来投資戦略2017では、最低賃金を年率3%程度を目途として引き上げるとともに、それに向けて、中小企業や小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図ることとされた。

こうした中、労働者を取り巻く情勢は、今年のいわゆる春闘において5年連続で2%台の賃上げがなされ、伸び率と金額は共に昨年を上回っている。

しかしながら、昨年度改定後の神奈川県最低賃金の956円は、年収換算すると200 万円に満たず、いまだワーキングプアを解消できない水準である。

個人消費を拡大し、経済の好循環を確かなものとするためには、賃金の引上げを全ての 労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要であり、その実現に当たっては、 中小企業や小規模事業者への支援策の実効性を高めることや、コストの増加に伴う取引価 格への転嫁を阻害する行為に対する指導等が求められている。

よって、国におかれては、平成30年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、改定すること。
- 2 中小企業や小規模事業者への支援に関し、国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等の成果の見える化を図り、各施策の実効性を高めるとともに、公正な取引関係の確立に向け、為替変動、資材高騰、物価上昇等によるコストの増加に伴う価格転嫁を阻害する行為への適切な指導及び監視体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣宛て 厚生労働大臣 経済産業大臣 神奈川労働局長

## セクシャル・ハラスメントの根絶を求める意見書

セクシャル・ハラスメント(セクハラ)は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であ り、社会的に許されない行為である。

セクハラへの対策について、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項は、事業主はセクハラに起因する問題に対して雇用管理上の必要な措置を講じなくてはならないと明確に定めている。

さらに、平成27年9月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行され、同法に基づく基本方針には事業主の取組や国の施策としてセクハラへの対策が掲げられており、セクハラのない職場環境の整備は女性活躍の当然の前提となるものである。

この点、平成28年度雇用均等基本調査によると、セクハラ防止対策に取り組んでいる企業は6割弱にとどまる一方で、平成27年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた労働者からのセクハラに関する相談件数は半数を超える6,827件に上り、同室の事業所に対するセクハラに関する是正指導件数も同じく半数を超えるとともに、セクハラにより退職や体調不良に追い込まれたり、事業主等に相談や申し出を行った労働者が解雇等の不利益取扱いを受けたりするケースも少なくない。

よって、国におかれては、セクハラの防止及び排除等について真摯に取り組むとともに、 事業主がセクハラ防止対策を徹底して行うこと、労働者からの相談等への適切な対応や実 効性のある相談体制の整備等を行うことができるよう積極的に指導や援助をするなど、セ クハラの根絶に向けて取り組まれるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣宛て 厚生労働大臣 女性活躍担当大臣 人事院総裁

## ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書

義足や人工関節の使用者、内部障害や難病又は妊娠初期の者など外見からは容易に判断ができないハンディのある者が、周囲の者に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを記したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都を始め、導入を検討・開始している自治体が増えている。

特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格(JIS)の案内用図記号として、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする者が所持していることはもとより、周囲でそのマークを見た者が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかしながら、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあり、また、公共交通機関への導入などの課題も浮彫りになってきているところである。

よって、国におかれては、心のバリアフリーに資するヘルプマーク及びヘルプカードの 更なる普及推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する ものである。

- 1 心のバリアフリー推進事業など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進に関する取組に対しての財政的な支援を一層充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や理解促進を図ること。
- 3 鉄道など自治体の区域を越境している公共交通機関では、ヘルプマークの導入について自治体間の連携が難しい状況にあるため、円滑な導入が図られるよう指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 宛て 財務 大臣 財務 大臣 財大臣 早生労働大臣 国土交通大臣

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

今月12日、史上初の米朝首脳会談が行われ、北朝鮮が朝鮮半島の完全な非核化に向けて取り組むこと等を宣言した共同声明が発表された。

この共同声明に北朝鮮による日本人拉致問題は明記されていないものの、日本政府の米 大統領への働きかけもあり、首脳会談においては拉致問題が提起され、解決に向けての一 歩が踏み出された状況にある。

本市には拉致被害者である横田めぐみさんの御両親が在住され、拉致問題の解決のため 必死に活動を続けられており、本市も支援施策を実施しているところであるが、拉致被害 者等の耐え難い苦しみは長きにわたるとともに、高齢化も更に進んでおり、拉致問題は一 刻も早く解決されなければならない。

よって、国におかれては、拉致被害者等の心の平穏と幸せな生活が実現されるよう、今回の米朝首脳会談を契機とし、日本が主体となって北朝鮮と交渉し、拉致問題の早急な解決に向けて全力を尽くされることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣総務大臣宏大臣な法務大臣外務大臣が致問題担当大臣